



広報

もりや

2011

6

25

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

守谷駅から
徒歩6分圏内

守谷駅周辺市有地(宅地)販売

▶物件数

5区画

▶面積

267.66 ～ 921.48㎡

▶販売方法

先着順による随時販売

※受付開始時に申し込みが重複した場合は抽選

▶申込受付期間

7月11日(月)～平成24年3月30日(金)

8:30～12:00、13:00～17:00

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

▶申込方法

申込受付期間中に認め印を持参の上、直接窓口で申し込む

※成年被後見人、被保佐人、被補助人、または破産者で復権を得ない方は申し込みできません

▶申込・問合せ先

市役所財政課 管財契約G

内線 214・215

販売物件位置図



販売物件価格一覧

物件番号	土地の所在地	地積 (㎡)	売渡価格 (円)	用途地域
①	中央三丁目8番6	297.68	41,676,000	第1種住居
②	中央三丁目17番3	921.48	169,553,000	近隣商業
③	中央三丁目17番5	387.57	78,290,000	近隣商業
④	中央四丁目19番4	267.66	44,700,000	準住居
⑤	中央四丁目21番15	275.66	85,731,000	商業

国保税の賦課限度額が変わります

平成 23 年度から地方税法等の改正に伴い、次のとおり、国保税の賦課限度額が改正されました。

◎国保税賦課限度額表

区 分	賦課限度額	
	平成 22 年度	平成 23 年度
基礎賦課額（医療分）	50 万円	51 万円
後期高齢者支援金等 賦課額（支援金分）	13 万円	14 万円
介護納付金賦課額 （介護分）	10 万円	12 万円
合 計	73 万円	77 万円

国保に加入するとき・やめるときは届出を （届出先：国保年金課窓口）

次のようなときは 14 日以内に届出が必要です。

●国保に加入するとき

- ・市外から転入したとき、子どもが生まれたとき（会社の健康保険に加入していない場合）
- ・会社の健康保険をやめたとき

●国保をやめるとき

- ・市外へ転出するとき、死亡したとき（会社の健康保険に加入していない場合）
- ・会社の健康保険に加入したとき

地震等で損害を受けた方への国保税の減免申請

地震等の災害によって住宅・家財等に著しい損害を受けた際は、申請によって国保税の減免を受けることができる場合があります。

【対象となる方】

被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅等の損害額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）が、住宅等の価額の 10 分の 3 以上の場合

※減免申請日の前年の被保険者およびその属する世帯の世帯主の総所得金額の合計額が 1,000 万円以下の場合に限る

【内容】

- ・国民健康保険税の全部または一部を免除します。
- ・既に納付した国保税は減免の対象となりません。申請日以降に到来する納期限のものが減免の対象です（減免の割合等は、決定後通知します）。

【期間】

減免の要件に該当した日以後に到来する納期分

国民健康保険税は 納期限内に納めましょう

《国保税を納めないでいると》

- ① 納期限を過ぎると、督促状を送付します。
- ② それでも納付されない場合には、通常の被保険者証（保険証）の代わりに有効期限が短い保険証が交付されます。
- ③ 納期限から 1 年が経過するまでの間に納付されない場合は、保険証を返還してもらい、資格証明書が交付されます。
- ④ 納期限から 1 年 6 か月を過ぎると、国保の給付（療養費・高額療養費・葬祭費等）が全部、または一部差し止めとなります。
- ⑤ ②～④の措置を受けても納付されない場合は、差し止められた国保の給付から滞納分が差し引かれます。

資格証明書で受診した場合、医療機関の窓口で治療に要した費用全額をお支払いいただき、後日、国保年金課への申請により、保険給付分を払い戻します

国保からのお知らせ

平成 23 年度国民健康保険税(国保税)の納税通知書を 7 月に送付

●問合先 市役所国保年金課 保険年金 G 内線 102 ～ 104

●普通徴収（納付書または口座振替による納付）

「平成 23 年度国民健康保険税納税通知書（納付書）」を、世帯主宛てに 7 月中旬に送付します。納期限は、各納期月の末日（12 月を除く）です。また、末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日です。各期の賦課額は年税額を納付回数で割った額で、1 か月分の額ではありません。

【納期】

納期月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 24 年 1 月	2 月
期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
賦 課	本算定							

国保税は、世帯主が納税義務者となります（地方税法第 703 条の 4）。そのため、世帯主自身が国民健康保険に加入されていない場合でも、家族の中に加入者がいれば、納付書は原則世帯主宛てに送付します。

●特別徴収（年金からの支払い）

年税額確定後に「仮徴収額」と「本徴収額」を記載した「税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を世帯主宛てに 7 月中旬に送付します。なお、新たに該当となった場合は、「納付方法について」を送付します。また、非該当となった場合は、「中止通知書」を随時送付しますので、内容を確認してください。

特別徴収とは…年金の年 6 回の支払月（偶数月）ごとに、該当世帯の納税義務者（世帯主）が受給している年金から国保税を納付する方法

【納期】

納期月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	平成 24 年 2 月
賦課	仮徴収		本徴収			

※仮徴収の 4 月・6 月・8 月の税額は、平成 23 年 2 月の税額と同額を徴収

※本徴収における税額は、国保税年税額から仮徴収額を差し引いた額を 10 月・12 月・平成 24 年 2 月の 3 回に分けて賦課

倒産・解雇・雇い止めなどにより失業した方は、 届出により国保税が軽減

倒産・解雇などの事業主の都合による離職をした方(特定受給資格者)、雇い止めや雇用期間満了などによる離職をした方(特定理由離職者)の国保税が軽減されます。

【対象となる方】

雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者で、次の全ての要件を満たす方

- ・平成 21 年 3 月 31 日以降に離職
- ・離職日の時点で 65 歳未満

特定受給資格者・特定理由離職者とは…雇用保険受給資格者証の第 1 面「離職理由」欄または「離職年月日・理由」欄に下記のコードが記載されている方

区 分	対象となる理由コード
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者	23、33、34

【軽減内容】

国保税の算定区分である所得割において、算定基礎として使用する前年の所得等については、失業者本人の給与所得を 100 分の 30 とみなして計算します。

【軽減期間】

離職した日の翌日から翌年度末まで
※会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退した場合、軽減は終了

【申請方法】

「雇用保険受給資格者証」、「社会保険資格喪失証明書」および「認め印」を持参の上、国保年金課窓口で申請をしてください。

- ・「雇用保険受給資格者証」がない場合、受付ができません。
- ・既に国民健康保険に加入している場合、「社会保険資格喪失証明書」は不要です。

7月2日(土)～ 10%プレミアム商品券販売

- ▶販売日 7月2日(土)9:00～
- ▶販売場所 市商工会・市内販売取扱店
- ▶商品券内容 額面1,000円券(9枚)と500円券(4枚)つづり
- ※1冊11,000円分(うち1,000円券4枚は大型店使用可)を10,000円で販売(1人1回5冊まで)
- ▶発行数 5,000冊
- ▶利用期間 7月2日(土)～12月31日(土)
- ▶利用できる事業所(店) 商品券取扱事業所(店)
- ※詳細は後日発行の新聞折り込みチラシ等を参照
- ▶問合せ 市商工会 ☎48-0339
市役所経済課 内線262

「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」 インクカートリッジ 回収にご協力を

- 市では、使用済みインクカートリッジを再利用・再資源化する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加することになりました。
- ▶設置場所 市役所生活環境課前
- ※7月から保健センター、文化会館、中央公民館、郷州公民館、高野公民館、北守谷公民館、市民活動支援センターへ順次設置
- ▶回収対象品 純正インクカートリッジ(キヤノン、デル、エプソン、ブラザー、ヒューレット・パカード、レックスマークのみ) ※家庭用プリンター専用以外のもの、事業所等からのものを除く
- ▶出し方 袋から出し、そのまま回収箱へ入れる
- ▶問合せ 市役所生活環境課 内線147・148

あなたの活動 応援します 協働のまちづくり 推進助成金



- 市民、市民活動団体、事業者および市が対等な立場で、お互いが良きパートナーとして円滑に活動していく「協働のまちづくり」を推進するため、協働のまちづくり推進活動に対して助成金を支給しています。
- ▼対象事業
 - ・公共性が高く、おおむね2時間以上かかる作業で、市長が公益上必要であると認める作業
 - ・※次の活動は除く
 - ・環境美化の日など、全市民を対象とする作業
 - ・市から助成金等が支出されている活動
- ▼申請方法
 - ①事前に作業内容を市民協働推進課へ連絡する
 - ②申請書(窓口または市ホームページから取得)を窓口へ提出
 - ※申請書には、領収書(原本)および作業状況の写真を添付
 - ③申請内容を審査後、助成金交付の決定・通知
- ▼申込・問合せ 市役所市民協働推進課 協働推進室 内線133

接種年齢が拡大されました

「麻しん風しん予防接種」「日本脳炎予防接種」

5月20日に予防接種に関する法律が改正され、「麻しん風しん予防接種」と「日本脳炎予防接種」がより多くの方に接種できるようにになりました。

- ▼対象者
 - 麻しん風しん予防接種
 - 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれで修学旅行や研修等で海外渡航予定の方
 - ▼接種期間
 - 平成24年3月31日まで
 - ▼接種方法
 - 保健センターへ申し込み、市内協力医療機関で個別接種する
- 日本脳炎予防接種
 - ▼対象者
 - 平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで予防接種回数が不足している児童(母子健康手帳で確認)
 - ▽日本脳炎の予防接種後に重い病気になる事例があり、予防接種の案内が行われなかった期間の児童
 - ▽接種できる年齢
 - 4歳以上20歳未満
 - ▼接種方法
 - 市内協力医療機関に予約し個別接種する
 - ▼持参するもの
 - 母子健康手帳・予防接種の記録等の接種履歴が確認できるもの、保険証
 - ※9歳以上の方は保健センター、または医療機関にある予診票を使用
 - ▼予防接種回数
 - ①1～3回接種している方
 - 残り分を6日以上の間隔をおき接種
 - ②全く接種していない方
 - 1回目接種後6～28日をおき2回目接種。その後、おおむね1年をおき3回目を接種し、さらに6日以上おき4回目を接種
 - ※①、②とも4回目の接種は9歳以上／3回目と4回目

ご利用ください 寝具洗濯乾燥消毒事業 (第1回) ～衛生管理が難しい高齢者の方へ～

- 市では、寝具類の衛生管理の困難な高齢者の皆さんが快適な生活を送れるよう寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。
- ▼対象者
 - 次のいずれかに該当する方
 - ※本人に市町村民税が課税されている方を除く
 - ①老衰、認知症、傷病等の理由により寝たきりの状態にある65歳以上の方
 - ②寝具の衛生管理の困難な65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方への世帯
 - ③寝たきりの状態にある重度身体障害者
- ▼実施予定
 - 8月
- ▼内容(流れ)
 - ①申し込み後、洗濯業者からの連絡で、寝具類の預かり日程を決めます
 - ②指定日に洗濯業者が自宅を訪問し、寝具類を預かります
 - ③工場では寝具類を丸洗い乾燥消毒して、約2週間後に自宅に届けます
- ▼寝具種類
 - ①敷布団・介護用ベッドマット・ベッドパット
 - ②掛布団
 - ③毛布
 - ※①～③のそれぞれにつき1枚
- ▼利用料金
 - 下表のとおり
 - ※利用料金はサービス終了後、市役所から送付する納付書で、お近くの金融機関等から振り込む
- ▼申込方法
 - 7月22日(金)までに窓口で申し込む
- ▼代行申請
 - 窓口での申請が困難な方は、代行申請をご利用ください
- ・守谷中学校区担当
在宅介護支援センターもりや ☎48・2099

●寝具洗濯乾燥消毒事業利用料(1枚につき) ※利用者の負担額は金額の1割

品名	金額	利用者負担額	品名	金額	利用者負担額
①	敷布団(綿) 敷布団(羽毛)	2,100円	② 掛布団(綿) 掛布団(羽毛)	2,100円	210円
	介護用 ベッドマット ベッドパット	3,675円 420円	③ 毛布	840円	84円

- ・御所ヶ丘中学校区担当
在宅介護支援センターわたぼうし ☎46・2002
- ・愛宕中学校区担当
在宅介護支援センターやまゆり ☎48・4660
- ・けやき台中学校区担当
在宅介護支援センターみのり ☎45・3580
- ▼申込・問合せ 市役所介護福祉課 高齢福祉G ☎45・1744

●日本脳炎予防接種の市内協力医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
下村医院	48-0078	総合守谷第一病院	45-5111	川島クリニック	46-3273
小林医院	48-0076	カリオクリニック	48-8448	さとう内科脳神経外科クリニック	21-1710
よしみ内科胃腸科医院	48-4891	ゆりがおかクリニック	47-1144	メイヨークリニック	45-8115
竹内医院	48-6077	もりや小児科医院	20-6737	しばたキッズクリニック	21-0811
守谷慶友病院	45-3311	立沢クリニック	45-7798	寺本こども赤ちゃんクリニック	44-5563

※麻しん風しん予防接種の協力医療機関は保健センター窓口で配布

お知らせ

注意
地震に伴う油流出事故

危険物施設等を所有している方は、大きな地震が発生した後、次の点に注意してください。

①所有する危険物施設等の点検を行い、油が漏れていないか確認してください。特に農業用ボイラーの貯油タンクに接続された配管の破損等による漏えいが多いことから、十分注意してください。

②一定数量以上の石油類を貯蔵する場合は、消防法令違反となるおそれがありますので、事前に消防

情報ひろば

くらし・環境・交通
届出・証明・税・年金
子ども
高齢者
教室・講座・イベント
情報・参加・交流
仕事

③機関へ確認してください。
油の流出を発見した際は、速やかに連絡をお願いします。

▼連絡・問合せ
常総広域消防本部 予防課
☎ 23・0904 / 守谷消防署
☎ 46・0119

土塔新山地区
地下隧道通行止め

土塔新山地区の都市軸道路横断地下隧道を当面の間、通行止めします。

この隧道内にある非常警報装置や誘導灯が故意に相次いで壊され、また火気を使用した痕跡もあり、安全の確保が難しい状態となっています。

利用されている皆さんには、大変ご不便をお掛けし

ありがとうございました 市内避難者へ寄せられた 義援金・物資の配分結果

被災地から市内に避難してきた方々に対して、市民の皆さんから現金 1,733,027 円と白米 997kg のご支援をいただきました。現金については 1 人当たり 20,000 円、白米については 10kg を、お見舞いとして 78 人の方へ支給しました。

残金等については、義援金配分委員会で協議した結果、現金 (173,027 円) は日本赤十字社を通して被災地に義援金として送り、白米 (227kg) は社会福祉協議会の善意銀行を通し、福祉施設に配付しました。

皆さんの温かいご支援、ありがとうございました。

スケートボード等は禁止

市では、守谷駅周辺でのスケートボード等の走行を条例で禁止しています。最近深夜に、この地域でスケートボード等が行われ、なかには階段すりすりや植樹ますの縁石を使い競技まがいのことがされています。これらの行為で、施設の破損が生じているほか、騒



東日本大震災の被災地の皆様へ心からお見舞い申し上げます。

平成24年経済センサス - 活動調査を実施します。



・経済センサス - 活動調査は、全ての企業・事業所を対象に、平成24年2月に実施します。
・経済センサス - 活動調査は、我が国における産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。
・調査を正確かつ円滑に実施するため、支社等を有する企業本社あてに6月下旬頃から「事業所等確認票」を郵送します。印字してある内容の確認・修正と御返送をよろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省

音等も発生し周辺の方から苦情も寄せられています。また、通行人等への被害が生じるおそれがありますので、スケートボード等は行わないようお願いします。

▼問合せ
市役所建設課 内線 251

節電にご協力を！

手の届くところから始めよう！

— 夏 (7～9月) の平日 9:00～20:00 の
使用電力 15%削減に向けて —

夏の電力需要のピークは、暑さの厳しい昼間の時間帯です。この時間帯の電力消費の内訳は、エアコンが約2分の1を占めています。エアコンの使い方、大きな節電効果が得られます。

《エアコン》

・室温は28℃を目安に
高めに設定すると

約10%削減

・すだれ・よしず等の
活用をすると

約10%削減

・無理のない範囲でエ
アコンを消して扇風
機を使用すると

約50%削減

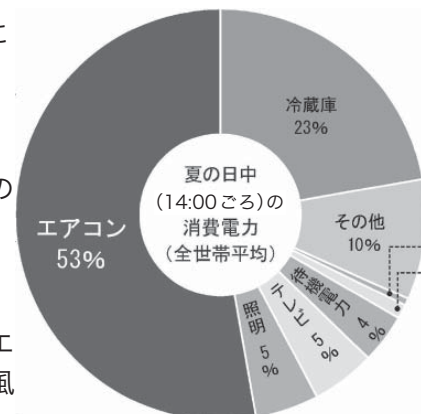
※除湿運転やエアコンの頻
繁なオン・オフは電力の
増加になるので注意

《冷蔵庫》

・設定温度が「強」の場合は
「中」にする
・詰め込みすぎをやめる
・扉の開け閉めを短く・
少なくする

この3つに
取り組んで

約2%削減



出典：資源エネルギー庁推計
※数値は最大需要発生日を想定
※端数処理の関係で合計は100%になりません

※削減率は資源エネルギー庁の
推計です。(在宅世帯の日中の平
均消費電力 [14:00で約1200W]
に対する削減率の目安。小数点
以下を切り捨て)

《照明・その他の電気製品》

・照明をこまめに消灯すると

約5%削減

・長時間使用しない機器のコ
ンセントプラグを抜くと

約2%削減

※時刻設定がリセットされるなどの不便もある
ので注意

エアコンの控え過ぎによる熱中症などに注意していただき、無理のない範囲で節電への協力をお願いします

取手医師会健康教室

がん緩和ケア

現在、がんによる死亡が年間30万人を超え、死因の第1位となっています。しかし、進行したがんや終末期に対するサポート体制は、不十分な面があります。これを受けて、平成19年に「がん対策基本法」が施行され、同法に基づいて「がん対策推進基本計画」が策定されました。その中で、重点的に取り組むべき課題の一つとして「初期段階からの緩和ケア」が挙げられています。今回、この緩和ケアの要点をお知らせし、現状における誤解や問題点を説明します。

まず、緩和ケアが必要となる時期は、患者の状態が「終末期」であるからとか、「がん治療中」

であるからといった状態で決まるものではありません。患者、家族が何らかの苦痛や心配を持ち、解決が必要になったときから始まります。しかし、一般的には、ケアの導入が遅れ気味になってしまう傾向があります。また、「緩和ケアを受けたくても、どこに、誰に相談してよいか分からない。」という点があります。保健制度が異なるため、単純比較はできませんが、欧米と比べると専門的に提供する機関が少ないことは確かです。しかし、緩和ケアとは何も複雑なものではありません。まず、信頼できる主治医とよく相談することが大切です。

国立がんセンターがん対策情報センターのホームページで調べすることもできます。患者、家族、主治医を中心とした緩和チーム、訪問看護ステーション

などが連携をとってやっていくのが緩和ケアです。

また、緩和ケアの主体となるのは、がんの疼痛コントロールです。その主役となる薬物は、医療用麻薬(オピオイド)ですが、日本での使用量は米国の50分の1、英国の7分の1と極めて少ないことが特徴です。これは、医師側の問題もありますが、患者・家族側に「麻薬だから中毒になったり、禁断症状がでるのは…」という誤った認識による拒否があることも事実です。早い時期から適切な量で導入し、全人的苦痛(身体的・精神的・社会的・霊的な総合的苦痛)を取り除き、切れ目のないケアを受けられるようにすることが大切です。もし、緩和ケアで迷われている方がいましたら、ぜひ、かかりつけの病院・主治医に相談してください。

**お子さんの急な病気は
子ども救急電話相談**

お子さんが急な病気で心配なとき、ご相談ください。

▼日時 毎日の夜間 午後6時30分～11時30分／休日の昼間 午前9時～午後5時（日曜・祝日・年末年始）

▼相談先 ☎029・254・9900（ブッシュ回線の固定電話・携帯電話は#8000でも可）※救急医療機関は県救急医療情報コントロールセンター（☎029・241・4199）にて24時間年中無休で案内

食中毒に注意！

食中毒予防には、「①微生物をつけない②微生物を増やさない③微生物をやっつける」という3原則があります。また、ペットを触ったあとは、必ず手洗いをすることも重要です。

◎野生のキノコに注意！

キノコ食中毒予防には「採らない」「食べない」「人にあげない」ことが大切です。野生のキノコの鑑定は、専門家に依頼しましょう。キノコ食

開催

中毒は、神経毒で重症になると死に至ることもあります。

▼問合先 保健センター ☎48・6000

夏休みハイウェイ親子学習会

東日本高速道路(株)では、高速道路の建設現場・維持管理・道路管制センターの見学会を開催します。

▼日時 7月23日(土)午前9時～(雨天決行) ▼募集人員 親子30組(60人) ※申込多数の場合は抽選 ▼募集期限 7月11日(月)必着 ▼申込方法 申込書(申込先に用意)に必要な事項を記入し郵送する

▼申込・問合先 東日本高速道路(株) 谷和原管理事務所 つくばみらい市筒戸1606 ☎52・2820

認知症の方の家族の集い

認知症介護の悩みを介護者同士がお互いに話し合い、耳を傾ける場です。

▼日時 7月13日(水)午後1時30分～3時 ▼会場 市役所小会議室 ▼対象 市内在

インタラクティブ フォーラムを開催

▶日時 7月12日(火) 9:00～14:30
▶内容 市内中学生代表による英語での討論会
▶会場 中央公民館ホール
▶入場料 無料 ※予約不要
▶問合先 御所ヶ丘中学校(石井) ☎48-7891

**薬物乱用は「ダメ・ゼッタイ!!」
未来の自分を 守るため**

おはなし会

中央図書館の休館に伴い、会場を公民館に代え、おはなし会を行っています。楽しいおはなしがいろいろありますので、ぜひご参加ください。

◎高野公民館2階和室

7月5日(火)・9日(土)・22日(金)午前11時～※22日はおひざでだっこおはなし会(赤ちゃん向け)
◎北守谷公民館1階和室
7月12日(火)午前11時～
◎中央公民館1階大広間
7月12日(火)午後3時～

**けやき台・美園地区
地区計画変更説明会**

市では、けやき台ユースティ・美園地区の地区計画の変更に関する説明会を開催します。

当該地区の用途地域の変更を2月14日に行ったことから、変更した用途地域に合わせ、地区計画を変更することで、地区の特性を活かしたきめ細やかな土地利用の誘導を図るものです。その内容を市民の皆さんへお知らせします。

●けやき台ユースティ地区計画変更に関する説明会
▼日時 7月9日(土) 午前10時～11時

●美園地区計画変更に関する説明会
▼日時 7月9日(土) 午後1時30分～2時30分
▼会場 市役所大会議室
▼問合先 市役所都市計画課 ☎45・1963(直通)

社労士の各種相談

年金の相談は
労働・年金相談センターへ
▼日時 毎週木曜日(祝日

を除く) 午前10時～午後3時
▼相談先 ☎029・2228・2660

**職場の悩みは
総合労働相談所へ**

▼日時 毎月第4火曜日(面接方式) 午後1時～4時
▼会場 水戸市民会館2階市民相談室※事前予約制
▼予約先 ☎029・226・3296

東日本大震災の労働相談は
復興支援ほつとラインへ

▼日時 月々金曜日 午前10時～午後5時(祝日を除く)
▼相談先 ☎029・226・3296

**日独150周年映画会
「バルトの楽園」**

市では、日独交流150周年を祝い、映画「バルトの楽園」を上映します。この映画は、第一次世界大戦下に日本軍の捕虜となったドイツ人と地元住民との交流に始まり、ベートーベンの第九交響曲の日本初演などの催しを通じて、ド

イツ人と日本人との間に生まれた友好を題材にしています。ぜひ、ご覧ください。

▼日時 7月10日(日)午後2時開場／午後2時30分上映
▼映画 「バルトの楽園」上映時間134分 ▼会場 市役所大会議室 ▼定員 60人(先着順) ▼申込方法 電話、または直接窓口で申し込む ▼参加費 無料

▼申込・問合先 市役所市民協働推進課 内線139

歯のコンクール

高齢者よい歯のコンクール
▼対象 昭和6年3月31日以前の生まれ(80歳以上)で、自分の歯が20本以上ある方(治療は可) ※当コンクールで入賞歴のある方は不可 ▼入賞者 最優秀賞1人、優秀賞5人、シニア賞1人

父と子のよい歯のコンクール
▼対象 平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ(満3歳～6歳)の未就学児童とその父親 ▼入賞者 最優秀賞1組、優秀賞5組
▼審査方法 口腔審査(各歯科医院) ▼表彰 第20回

募集

裁判官事務官(三種)

▼受験資格 平成2年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた者 ▼試験日・内容《1次》9月11日(日) 教養・適性試験(択一式)、作文試験《2次》10月中旬 下旬 口述試験(個別面接) ▼受付期間 7月12日(火)～21日(木) ※申込書は必ず簡易書留郵便で提出(消印

**野菜を食べよう！
夏休み親子料理教室**

親子で料理を通して「食」の大切さや作ることの楽しさを学んでみませんか。今回は、野菜をたくさん使った料理に挑戦します。お母さんだけでなく、お父さんの参加もお待ちしております。

▼日時 7月23日(土)・24日(日)・27日(水) 午前9時30分～午後1時終了予定 ※全日同じ内容 ▼対象 市内の小学生とその保護者 ※先着12組(両親または祖父母との参加も可) ▼参加費 親子1組300円 ※参加者が1人増えるごとに100円追加

▼内容 ホットケーキミックスで作る野菜入りフオカッチャ・夏野菜ポトフ・かぼちゃプリン ▼申込方法 6月29日(水)～7月20日(水)に電話、または窓口で申し込む ※午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く) ▼主催 市食生活改善推進員協議会

▼会場・申込・問合先 保健センター ☎48・6000

有効)

▼申込・問合先 水戸地方裁判所事務局総務課人事第一係 ☎029・224・8421

**若者ボランティア
受入団体**

県青少年協会では、若者ボランティアと受入団体の登録を募っています。

登録いただいた内容を基に、活動に関する情報を発信します。若者と一緒に地域の活性化を目指すため、ぜひ、登録をお願いします。

▼対象 ◎若者ボランティア 県内に居住または通勤・通学する18～30歳の方 ◎受入団体 主に県内で公益的なボランティア・地域活動を行う団体 ▼登録方法 ホームページから直接、または電話・電子メールで連絡の上、登録用紙を取り寄せて登録する

▼問合先 勸茨城県青少年協会ボランティア事業事務局 ☎029・226・1388
✉ wakamono@youth-i.com
HP http://www.youth-i.com

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先 市役所市民協働推進課 安全・安心対策室 内線 135

女性・夜の間の一人歩きは要注意!!

守谷市内をはじめ、近隣市町村で不審者による被害が発生しています。特に人通りの少ない夜間に、歩行中の女性が被害に遭っています。

不審者は、あなたの一瞬のスキを狙っています。被害に遭わないために、防犯ブザーを携帯し、なるべく夜の歩行は控えましょう。また、人通りの多い道を選ぶなどを心掛けるようにしましょう。

不審者に関する情報は110番、または右記の警察署・交番まで連絡をお願いします。

市内でも振り込め詐欺電話の報告が寄せられています

巧妙な手口に注意!!

相変わらず後を絶たない振り込め詐欺。

6月にも市内の女性に息子を名乗る男から電話があり、お金を振り込んでしまった事案が発生しています。

手口は巧妙化しており、「風邪をひいた。携帯電話を落とし番号が変わった。会社の金で株に投資した。穴埋めに金を出して欲しい。」と本当にありそうな話を連ねたそうです。

一度振り込んでしまうと、「まだ、足りない」などと何度も要求され、高額なお金を振り込んで

しまう危険性があります。犯人は、一刻の猶予も与えません。振り込んでしまう前に、一度落ち着いて、必ず家族への確認を行きましょう。

また、被害に遭わなくても同様の電話があったとの報告が寄せられています。

不審な電話があった場合は、最寄りの警察署・交番まで連絡をお願いします。

- 取手警察署 ☎0297-77-0110
- 守谷地区交番 ☎46-0110
- 久保ヶ丘交番 ☎48-0110
- 南守谷交番 ☎45-0110

防犯指導員コラム

芽吹の時から新緑の季節に移っても、なぜかスッキリしない空模様の年に感じます。震災と原発事故の影響かと思っている最中、「学童への声掛け事案」発生の防犯メールが飛び込んできました。

警察やボランティア団体等もパトロールを強化し、親も学校も子どもたちに注意を促すなどの対策をとってはいるのですが、それでも全ての犯罪被害を防止することはできないと思っています。安全と思われていた原発で現実に事故が起き、またいろいろな事件や事故から分かるように絶対的な安全安心の社会は存在しないからです。

ですから、子が親からわずかでも離れるようになった時から「気をつけてね」という抽象的な言葉ではなく、「何が危険で、安全のためにはどう行動するか」を場面ごとに具体的に教えてあげて欲しいと思っています。それは、大人でも子どもでも、事件や事故から自分を守るのには、自分の力と運だけの時があるからです。

当然、私たち防犯指導員は学童の下校時間に合わせて、「目の安全、一日の安全」の継続を目指して通学路等をパトロールしているのですが、

その守備範囲は時間的・空間的にもほんのわずかです。

できれば仕事をリタイアした方、時間に余裕がある方は防犯活動に参加して子どもたちを見守ってください。子どもたちから受けるあいさつは何よりもうれしいと思いますよ（原科防犯指導員）。



▲地域で実施している防犯パトロール

守谷市の交通事故発生状況（5月） 件数 16 件 死者数 0 人 負傷者数 20 人

原発事故で農畜産物に被害を受けた生産者の方へ

J A 茨城みなみ・取手市・守谷市・つくばみらい市合同で、6月1日に「J A 茨城みなみ取手市守谷市つくばみらい市東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会」を設置しました。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、農畜産物の出荷制限、価格の大幅下落など、農畜産経営に深刻な影響が出ています。

今後は、「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会」を通じて、被害を受けた農畜産物等に対する損害賠償請求を東京電力へ提出します。

▶請求対象

東京電力原発事故により、販売目的の農畜産物のうち生産者が受けた次の被害

- ①収穫せずに生産者段階で処分したもの（様式1）
- ②事故の影響により販売先から返品、または販売金額が減少したもの（様式2）
- ③その他の被害：従業員の休業補償、放射線検査代、資材購入費等（様式3）

※各様式は手続先に用意

※現在のところ、家庭菜園等の自家消費に対する補償は対象外

▶添付書類（被害を受けた証拠となるもの）

- ①の場合、収穫せずに生産者段階で処分したことが分かるもの（栽培履歴、作業日誌、写真、廃棄直前の出荷伝票、昨年同時期の出荷伝票、圃場の位置図など）
- ②の場合、事故の影響で販売先から返品、または販売金額が減少したことが分かるもの（伝票、精算書、写真など）
- ③の場合、その他の被害が分かるもの（請求書、領収書、給与明細など）

※その他委任状・振込先口座が必要

▶賠償請求手続・問合先

《出荷先がJ Aの方》

- J A 茨城みなみ守谷支店 ☎48-0005
- J A 茨城みなみ守谷地区営農経済センター ☎45-1503

《出荷先がJ A以外の方》

- 市役所経済課 農業振興G 内線262

暮らしのコーナー

あわてないで!

震災に便乗した屋根修理サービス

震災後、屋根の修理・サービスに関する相談が寄せられています。次のような相談事例がありましたので、注意してください。

事例1

地震で屋根瓦が落ちてしまった。訪問してきた業者に屋根のふき替え工事を勧められたが、高額なので断っていた。しかし、1日に3・4回も訪問され、「判を押せ」とせかされ、契約してしまった。工事日も決まっていなかったのに「内金30万円をすぐ入れるように」と言われた。クーリング・オフしたい。

事例2

突然訪問した業者に屋根のシート掛けの補修を勧められ、約30万円を全額前払いで支払った。後で確認したところ、薄いビニールをテープで貼り付けただけのずさんな内容だった。

ひとこと助言

○「早く工事をしないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明をせずに工事をして高額な請求をしたりするケースが見られます。勧誘されてもその場ですぐに頼まず、工事の内容や費用についてよく確認した上で、家族などに相談したり、複数の業者から見積もりをとったりして、十分に検討することが必要です。

○訪問販売による契約の場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であれば、たとえ工事が終わっていてもクーリング・オフが可能です。

トラブルにあったら…

- 市消費生活センター ☎45-2327（直通）（市役所2階経済課内）月～金曜日 9：00～12：00・13：00～16：00 ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370（全国共通） ※土・日曜日、祝日の10：00～16：00は国民生活センターを案内します

7月 JULY

1 金	人権相談 (13:00～16:00 市役所)
2 土	もりやをきれいにしよう会 (8:00 乙子農村集落センター集合)
3 日	
4 月	にこにこ広場 (10:00～12:00 地域子育て支援センター・夢っ子)
5 火	おはなし会 (11:00～高野公民館)
6 水	
7 木	缶・ビン収集日
8 金	家庭児童相談室出張相談 (10:00～11:30 南守谷児童センター) こころのリハビリ (9:30～11:30 保健センター)
9 土	おはなし会 (11:00～高野公民館)
10 日	
11 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～15日)
12 火	おはなし会 (11:00～北守谷公民館、15:00～中央公民館)
13 水	認知症の方の家族の集い (13:30～15:00 市役所) 粗大ごみ戸別収集日
14 木	紙・布類収集日
15 金	
16 土	
17 日	
18 月	
19 火	
20 水	
21 木	家庭児童相談室出張相談 (10:00～11:30 南守谷児童センター) 缶・ビン収集日
22 金	こころのリハビリ (9:30～11:30 保健センター) おひぎでだっこおはなし会 (11:00～高野公民館)
23 土	北守谷児童センター夏祭り (24日 9:00～15:00)
24 日	
25 月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (～29日)
26 火	
27 水	粗大ごみ戸別収集日
28 木	紙・布類収集日
29 金	上下水道使用料 5・6 月分納期限
30 土	
31 日	

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁 (8:30～12:00・13:00～17:15)

7月の各種相談 ※法律相談は、同一事案の相談を受け付けていません。	法律相談	19日 9:00～12:00	市役所	12日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249
	行政相談	11日 13:00～16:00		—
	教育相談 (ラポールルーム)	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	23日(第4土曜日) 13:00～17:00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 (はばたぎ)	火～金曜日 9:00～16:00	学びの里内	☎ 45-2655
	こころの健康相談	14日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ●ふくし 4日 ●年金・労務 11日	いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088
	電話相談	震災による建物一部損壊のため、相談を一時休止しています。 再開次第お知らせします。		
	消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	消費生活センター (市役所内)	☎ 45-2327 12:00～13:00を除く
	生活機能相談	月・火・水・金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 174・175

※直通電話がない課は市役所 (代表) 番号におかけください

機 関 名	電話番号	FAX番号
市役所 (代表)	45-1111	
秘書課	45-2240	
企画課	45-2309	45-6529
総務課	45-1883	
財政課	45-1795	
税務課	45-1564	45-2590
収納推進課		
総合窓口課		45-6525
国保年金課		
市民協働推進課	45-2389	45-6526
会計課		45-1113
経済課	45-2096	45-5703
消費生活センター	45-2327	45-1286
農業委員会		
学校教育課	45-2195	45-5703
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	
社会福祉課	45-1691	
介護福祉課	45-1744	45-6527
地域包括支援センター		
児童福祉課	45-1679	
生活環境課	45-5339	
都市計画課	45-1963	45-2804
建設課	45-2094	
議会事務局		45-6528
上下水道事務所	48-1842	48-6087
保健センター	48-6000	48-6319
保健センター (諸証明収納担当)	48-1133	20-6201
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館 (仮予約 ☎ 48-6732)	48-6731	45-8003
郷州公民館 (仮予約 ☎ 48-6724)	48-6711	46-0310
高野公民館 (仮予約 ☎ 45-5419)	45-5411	20-6311
北守谷公民館 (仮予約 ☎ 48-2606)	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター (ログハウス)	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3320
テニスコート受付	45-0271	
学校給食センター	48-0253	48-5388
市民交流プラザ (キ・ターレ)	45-2278	45-4062
南守谷児童センター (ミ・ナーデ)	21-1224	21-1277
家庭児童相談室	45-2314	45-2920
地域子育て支援センター・夢っ子	45-2462	48-8804
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
もりやファミリー・サポート・センター	45-2432	45-2705
障害者福祉センターひこうせん	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	48-5554
社会福祉協議会	45-0088	
(社) シルバー人材センター	48-8591	48-8965
守谷地区交番	46-0110	
久保ケ丘交番	48-0110	
南守谷交番	45-0110	
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	
常総運動公園	48-5675	45-7365
白寿荘	48-3217	48-2503

※問合先の G はグループの略表記 12



環境に優しい大豆インキを使用しています。再生紙を使用しています。